

特定非営利活動法人サイバー・キャンパス・コンソーシアム TIES

公的研究費の不正防止計画

制定 平成 29 年 3 月 18 日

特定非営利活動法人サイバー・キャンパス・コンソーシアム T I E S では、公的研究費の適正な管理・運営のために、「研究機関における公的研究費の管理・運営のガイドライン (実施基準)」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）をもとに、次のとおり不正防止計画を定める。

体制整備等自己評価チェックリストに応じた不正防止の具体的取組内容

第 1 節 期間内の責任体系の明確化

	事項	取組内容	備考 (該当条項等)
102	最高責任者は、不正防止対策の基本方針を策定している。	「公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」の策定 及び HP への掲載	第 3 条 1 項
104	統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告している。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第 3 条 2 項
106	コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告している。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第 3 条 3 項
108	コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導している。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第 3 条 3 項

第 2 節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

	事項	取組内容	備考 (該当条項等)
216	機関内外からの告発等 (機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など) を受け付ける窓口を設置している。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定 及び HP に受付窓口設置	第 6 条

	事項	取組内容	備考(該当条項等)
217	不正の告発等の制度について、機関の構成員に対して、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底している。	コンプライアンス教育時の内容に盛り込む	
218	業者等の外部者に対して、相談窓口及び告発等の窓口の仕組み(連絡先、方法、告発者の保護を含む手続等)について、ホームページ等で積極的に公表し、周知を図っている。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定 及びHPへの掲載	
220	不正に係る調査の体制・手続等の規程等を定めている。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	
221	「告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む)を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する」ことを規程等に定めている。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第8条2項
222	「調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査(不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査)を実施する」ことを規程等に定めている。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第10条 第11条
223	「不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)を含む調査委員会を設置する」ことを規程等に定めている。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第11条5項
224	「第三者の調査委員は、機関及び告発者、非告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない」ことを規程等に定めている。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第11条5項
225	「被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる」ことを規程等に定めている。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第11条9項
226	「調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する」ことを規程等に定めている。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第12条2項
227	「機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分期間に報告、協議しなければならない」ことを規程等に定めている。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第11条2項

	事項	取組内容	備考(該当条項等)
228	「告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する」ことを規程等に定めている。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第12条
229	「調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する」ことを規程等に定めている。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第12条3項
230	「配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する」ことを規程等に定めている。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第11条11項
231	「調査に支障がある等、正当な自由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる」ことを規程等に定めている。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第11条11項

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

	事項	取組内容	備考(該当条項等)
301	不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し、評価している。	不正防止計画の策定と定期的な見直し	本紙
302	不正を発生させる要因に対する具体的な不正防止計画を策定している。	不正防止計画の策定と定期的な見直し	
303	不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行っている。	不正防止計画の策定と定期的な見直し	
	不正を発生させる要因について、どのように把握しているか	研修時のテスト結果を分析し、不正を発生させる要因とその対策を整理	
304	防止計画推進部署を設置している(既存の部署を充てている、又は既存の部署の職員が兼務している場合も可)。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第4条

	事項	取組内容	備考（該当条項等）
305	防止計画推進部署は、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認している。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第4条3項
	不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策の実施状況について、どのように確認しているか	毎年度、不正防止計画の見直し、研修時に機関内の周知を図る	

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

	事項	取組内容	備考（該当条項等）
405	不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定めている。	「公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針」の策定	
406	不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底している。	「公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針」の策定 及び HP への掲載	
	・周知する内容	・一定期間の取引を停止する措置を講じること ・誓約書の提出を求める場合があること	
	・周知方法	・HPに掲載	
	・周知する時期、回数	・随時	
407	業者に対し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求めている。	「公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針」の策定	第5条
	・提出を求める業者の選定方法及びその選定方法を採用した理由	・1件当たりの取引金額50万円以上 ・少額取引についてはリスクが少ないと考えられるため	
	・提出を求める時期・回数	・初回発注時 ・ルールを見直した場合、次回発注時に再提出を求める	

	事項	取組内容	備考 (該当条項等)
408	業者に提出を求める誓約書等に、以下の（ア）から（エ）までの各事項を盛り込んでいる。 （ア）機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと （イ）内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること （ウ）不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと （エ）構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること	誓約書の書式に明記	

第5節 情報発信・共有化の推進

	事項	取組内容	備考 (該当条項等)
501	競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置している。	HP に窓口を設置する	
502	競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表している。	基本方針、不正行為防止規程、不正取引業者に関する規程をHP で公開	

第6節 モニタリングの在り方

	事項	取組内容	備考 (該当条項等)
603	監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用することにより、監査の質を一定に保っている。	「公的研究費内部監査規程」の策定。	
604	内部監査部門は、ガイドライン第3節（1）「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して不正発生要因を分析している。	不正防止計画の策定と定期的な見直し	
605	内部監査部門は、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図っている。	不正防止計画の策定と定期的な見直し	
607	内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施している。	「公的研究費内部監査規程」の策定。	第5条2項
614	内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化している。	「公的研究費内部監査規程」の策定。	第4条

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストに応じた具体的取組内容

第2節 不正行為の事前防止のための取組

	事項	取組内容	備考(該当条項等)
201	研究倫理教育を実施する体制を整備していますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第3条4項
202	所属する全ての研究者(貴機関を本務とする者)に対して、研究倫理教育の受講を義務付けていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第5条2項
203	所属する全ての研究者(貴機関を本務とする者)を対象に定期的に研究倫理教育を実施することとしていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第3条4項
204	研究データの保存を義務付けることを規程等で定めていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第5条3項
205	研究データの必要に応じた開示を義務付けることを規程等で定めていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第5条3項

第3節 研究活動における特定不正行為への対応

	事項	取組内容	備考(該当条項等)
301	不正行為の疑義が生じたときの調査手続や方法等に関する規程(コンプライアンスに関する規程などの他の規程ですべて代用することが可能な場合を含む。)を整備していますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第6条～第18条
302	不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口を設置していますか。	設置する。	
303	設問302で回答いただいた窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを規程等で定めていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第6条
304	設問302で回答いただいた窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを機関内及び機関外に周知していますか。	HPに掲載	
305	相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、その責任者として例えば理事、副学長等適切な地位にある者を指定していますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	
306	相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者の役割や責任の範囲を規程等で定めていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	

307	相談、告発及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底することとしていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第9条
308	告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安を規程等で定めていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第10条4項
309	本調査を行う場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省にその旨報告することを規程等で定めていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第11条2項
310	本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安を規程等で定めていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第11条3項
311	本調査に当たっては、自機関に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置することとしていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第11条5項
312	本調査において、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないこととしていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第11条5項
313	本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は調査機関が定める期間内に異議申立てをすることができますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第11条6項
314	本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安を規程等で定めていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第12条1項
315	調査結果について、その事業に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第13条2項
316	不正行為と認定された被告発者は、調査機関が定める期間内に、調査機関に不服申立てをすることができますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第14条1項
317	特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事業に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第14条3項
318	不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第15条3項
319	不服申立てに係る再調査の期間の目安を規程等で定めていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第15条5項

	事項	取組内容	備考(該当条項等)
320	不服申立てがあった場合、再調査の結果をその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第15条6項
321	公表する調査結果の内容(項目等)を規程等で定めていますか。	「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」の策定	第16条1項